

## 大都市圏整備制度の見直しについて（論点（案）） Ver.2 参考資料

ページ	分類	資料名	追加資料
1	制度	国土に関する諸計画の体系	
2		大都市圏整備計画の概要	
3		大都市圏整備に係る制度について（政策区域）	
4		首都圏の政策区域に関する諸制度の概要	
5		大都市圏整備に係る制度について（業務核都市）	
6		国の行政機関等の移転	○
7	国会等の移転に関する主な経緯	○	
8	人口	三大都市圏及び地方圏の人口移動（転入超過数）の推移	
9		首都圏の人口推計	
10		近畿圏の人口推計	○
11		中部圏の人口推計	○
12		三大都市圏政策区域の人口推移	○
13		三大都市圏の対全国人口シェア推計	○
14		首都圏の主な都市の人口ピラミッド	
15		「中心部への人口回帰」と「周辺部での人口減少」	
16	集積	圏域別の産業関連諸機能の従事者数等の割合	○
17		本社・本店数 / シンクタンク数 対全国シェア	○
18		東京圏の法人数等のシェア / 訪日外客訪問地 訪問率（複数回答）	○
19		三大都市圏における市町村数の状況及び政令指定都市・中核市・特例市の状況	○
20	生活	鉄道の通勤・通学時の最混雑区間における平均混雑率等の推移	○
21		東京圏の交通混雑	○
22		首都圏におけるNox環境基準達成状況	○
23	地方中枢都市	札幌／仙台都市圏	○
24		広島／福岡都市圏	○
25		札幌／仙台／広島 人口集積	○
26		D I D地区（広島／岩国都市圏）	○
27		D I D地区（福岡都市圏）	○
28	その他	社会資本ストックの整備状況（対全国シェア）	○
29		社会資本ストックの整備状況（対全国シェア・毎年度の増分）	○
30		社会資本ストックの整備状況（補注）	○

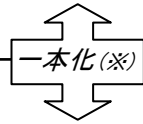
○ 資料3 参考資料2 東京一極集中に係る全総等における記述

○ 資料3 参考資料3 諸外国の首都圏計画の計画内容



# 大都市圏整備計画の概要

	首都圏	近畿圏	中部圏
根拠法	首都圏整備法（S31.4.26）	近畿圏整備法（S38.7.10）	中部圏開発整備法（S41.7.1）
整備計画の推移	昭和33年7月4日（第1次） 昭和43年10月2日（第2次） 昭和51年11月12日（第3次） 昭和61年6月5日（第4次） 平成11年3月26日（第5次）	昭和40年5月12日（第1次） 昭和46年7月30日（第2次） 昭和53年11月29日（第3次） 昭和63年2月1日（第4次） 平成12年3月30日（第5次）	昭和43年6月26日（第1次） 昭和53年12月20日（第2次） 昭和63年7月25日（第3次） 平成12年3月30日（第4次）
対象区域	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の1都7県	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府6県	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の9県
整備計画	<p>首都圏整備計画（改正前の基本計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大臣決定</li> <li>○人口規模、土地利用、その他整備計画の基本的事項を定める</li> <li>○現行計画（第5次） <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年3月決定</li> <li>・計画期間 平成11～27年度</li> <li>・目指すべき圏域構造</li> </ul> </li> </ul> <p>「分散型ネットワーク構造」 業務核都市など拠点的な都市（広域連携拠点及び地域の拠点）を中心に自立性の高い地域を形成し、相互の機能分担と連携交流を行う構造</p>	<p>近畿圏整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大臣決定</li> <li>○基本方針、根幹的施設の整備に関する事項を定める</li> <li>○現行計画（第5次） <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年3月決定</li> <li>・計画期間 概ね15年</li> <li>・目指すべき圏域構造</li> </ul> </li> </ul> <p>「多核格子構造」 各都市・地域を活かして「核」を形成し、さらに都市・地域間の重層的な連携によって東西方向、南北方向に格子状に結びついた構造</p>	<p>中部圏開発整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大臣決定</li> <li>○基本方針、根幹的施設の整備に関する事項を定める</li> <li>○現行計画（第4次） <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年3月決定</li> <li>・計画期間 概ね15年</li> <li>・目指すべき圏域構造</li> </ul> </li> </ul> <p>「世界に開かれた多軸連結構造」 多様で特色ある資源や高度な産業・技術を活かした連携・交流と中部国際空港を活かした重層的な国際交流を推進することで、4つの国土軸と国土軸を連結する6つの圏域軸を形成</p>
建設計画	<p>（改正前の整備計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大臣決定</li> <li>○政策区域の整備に関する事項で、その整備に関する根幹的事項を定める</li> <li>○現行計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年10月決定</li> <li>・計画期間 平成13年度～平成17年度</li> </ul> </li> </ul>	<p>建設計画</p> <p>（根拠法：近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○知事作成・大臣同意</li> <li>○政策区域ごとに、人口、産業の規模、土地利用、施設整備の大綱を定める</li> <li>○現行計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年10月決定</li> <li>・計画期間 平成13年度～平成17年度</li> </ul> </li> </ul>	<p>建設計画</p> <p>（根拠法：中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○知事作成・大臣同意</li> <li>○政策区域ごとに、基本構想、人口、産業の規模、土地利用、施設整備の大綱を定める</li> <li>○現行計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年10月決定</li> <li>・計画期間 平成13年度～平成17年度</li> </ul> </li> </ul>

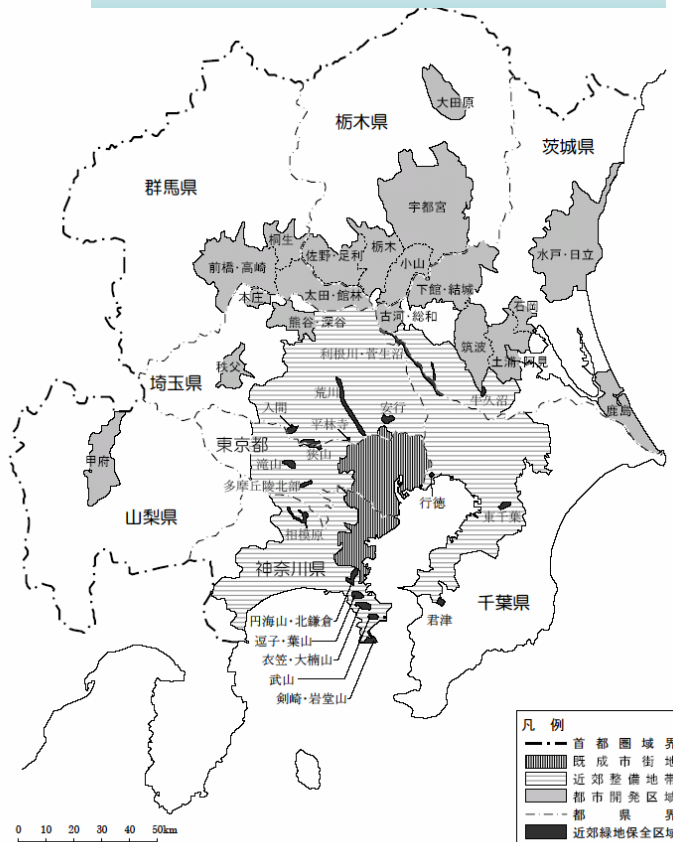


※国土総合開発法の抜本改正により、首都圏の基本計画と整備計画を統合し、首都圏整備計画に一本化。

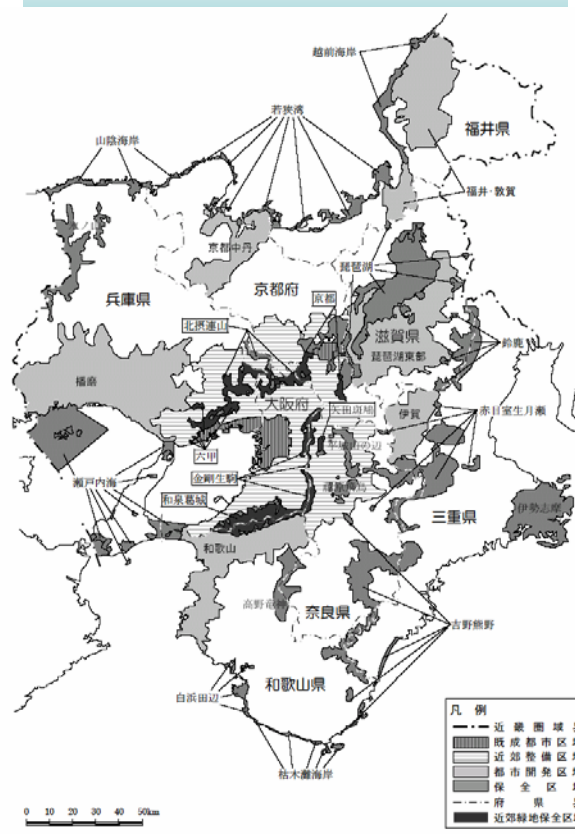
# 大都市圏整備に係る制度について(政策区域)

- **既成市街地等** ...産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域
- **近郊整備地帯等** ...既成市街地等の近郊でその無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域
- **都市開発区域** ...既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため、国土交通大臣が工業都市、住宅都市その他の都市として発展することを適当として指定する区域

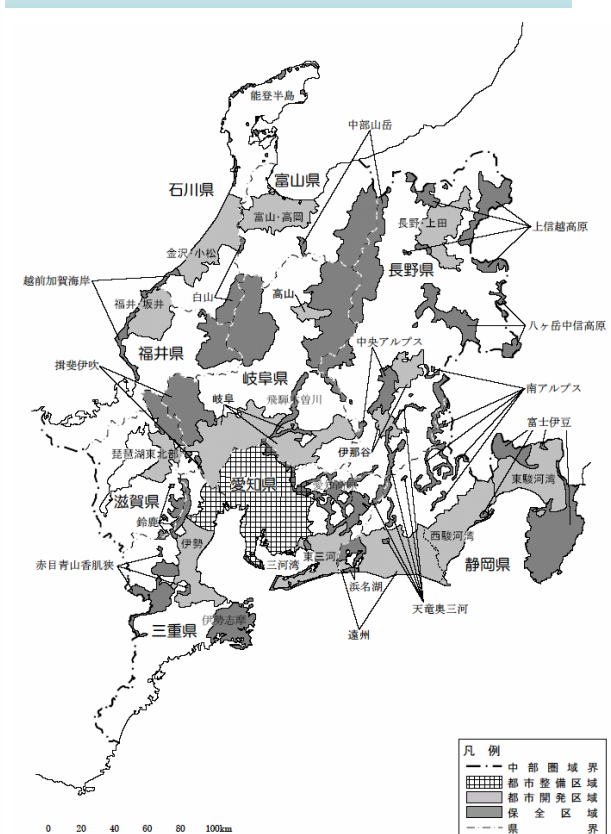
○首都圏(昭和32年12月～)



○近畿圏(昭和40年5月～)



○中部圏(昭和43年11月～)



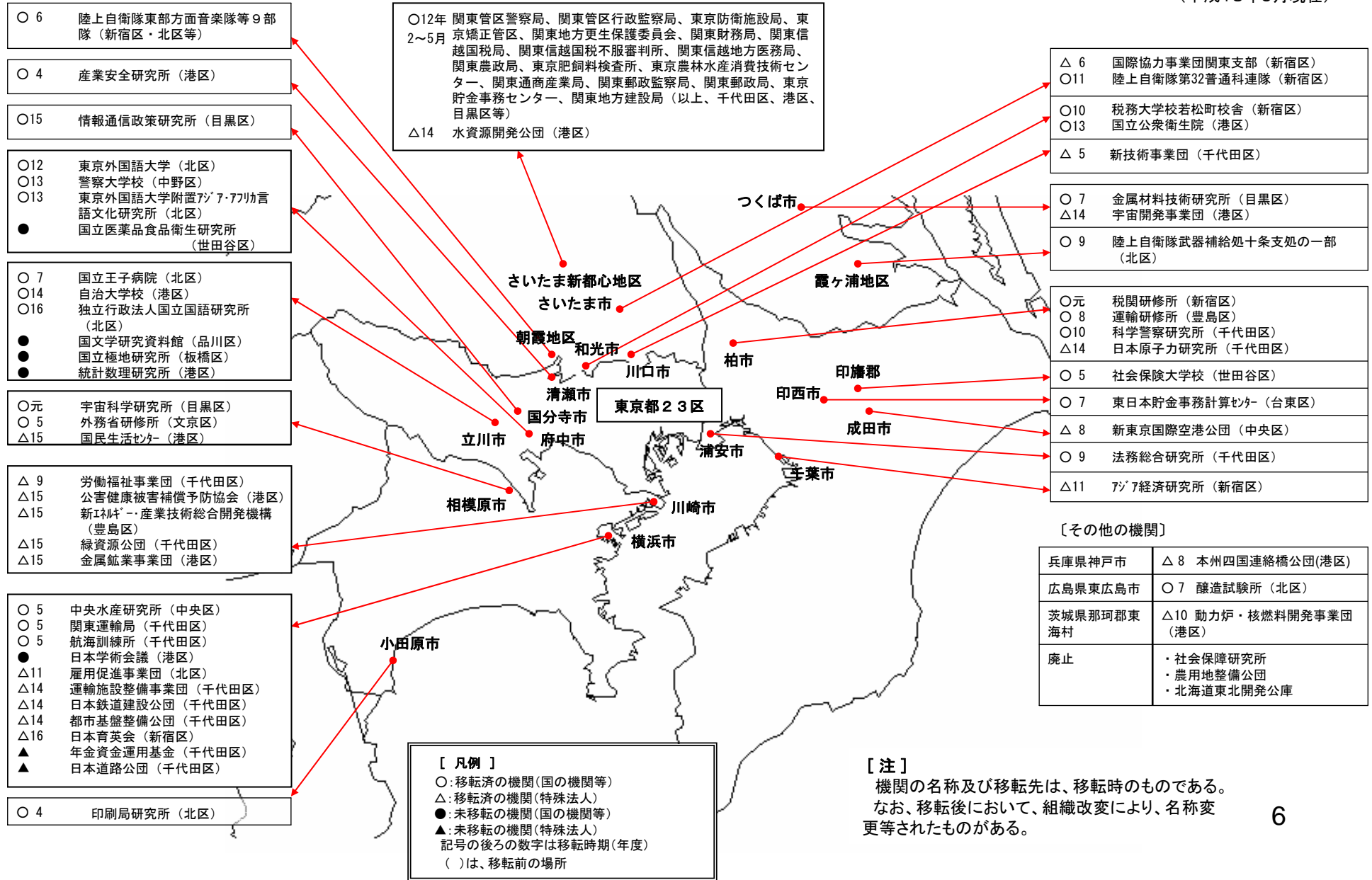
## 首都圏の政策区域に関する諸制度の概要

	都市計画	工業団地	財特	税制
既成市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が定める都市計画の範囲の拡大（用途地域等）</li> <li>○線引き義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が定める都市計画の大臣同意</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業用資産の買換特例&lt;追出&gt;</li> <li>○事業所税</li> <li>○市街化区域内農地に対する宅地並み課税</li> </ul>
近郊整備地帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開発許可の規模要件の厳格化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都府県に対する起債充当率のかさ上げ</li> <li>○都府県に対する利子補給</li> <li>○市町村に対する補助率のかさ上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中高層耐火共同住宅建設のための土地等の買換・交換特例</li> </ul>
都市開発区域				<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業用資産の買換特例&lt;受入&gt;</li> <li>○固定資産税、不動産取得税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置</li> <li>○特別土地保有税の非課税</li> </ul>



# 国の行政機関等の移転

(平成18年3月現在)



# 国会等の移転に関する主な経緯

## ○ 審議会答申までの動き

国会等の移転に関する決議 (H2. 11 衆・参本会議で採択)

衆・参 国会等の移転に関する特別委員会 設置 (H3. 8)

国会等の移転に関する法律 (H4. 12 施行、議員立法)

### 国会等移転調査会 設置

(移転の対象の範囲、移転先の選定基準等について調査審議)

(H5. 4 総理府に設置)

国会等移転調査会報告 (H7. 12)

→内閣総理大臣から国会に報告

国会等の移転に関する法律の一部改正 (H8. 6 施行、議員立法)

### 国会等移転審議会 設置

(国会等の移転先の候補地の選定等について調査審議)

(H8. 12 総理府に設置)

国会等移転審議会答申 (H11. 12)

→内閣総理大臣から国会に報告

- ・移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」を選定する。
- ・「三重・畿央地域」は、他の地域にない特徴を有しており、将来新たな高速交通網等が整備されることになれば、移転先候補地となる可能性がある。

## ○ 答申後の国会の動き

衆議院 国会等の移転に関する特別委員会

参議院 国会等の移転に関する特別委員会

### H12. 5. 18 決議

答申を踏まえ、移転先候補地の絞り込みを行い、2年を目途にその結論を得る。

※ 国会等の移転に関する特別委員会は、衆参とも第156回国会 (H15. 7会期末) の後は設置されていない。

### H15. 5. 28 中間報告 (5.29本会議報告)

過去12年間にわたる議論を通じ、委員会の大半の意見は「移転を実現すべし」とするものであった。

最終段階における議論としては、直ちに国会等の移転を決すべきとの意見もあったが、社会経済情勢の変化を十分に踏まえ、移転の規模・形態等について、さらに議論を続けるべきとの方向であり、特に、審議会答申を基本とした上で、国会等を分散して移転すべきとの新たな発想が示された。

両院の密接な連携の下に検討を進め結論を得られるよう要請する。

### H15. 6. 11 中間報告 (6.13本会議報告)

直ちに移転すべきかどうかについては、議論が収斂するには至らなかった。

しかし、大地震等にさらされた場合、深刻な危機を招来することになりかねないことから、本委員会としては、今日の経済財政情勢、国民の合意形成の状況等を勘案し、防災対応機能、危機管理機能の中核を優先して移転させるとともに、その他の機能についても、移転先を決定し、移転を実施すべきものと考ええる。

引き続き、両院の密接な連携の下に議論を進めることが必要と考える。

### 国会等の移転に関する政党間両院協議会 設置 (H15. 6. 16)

(これまでに15回開催)

事務局 (H17設置) : 衆議院 (災害対策調査室、国土交通調査室)、

参議院 (内閣調査室、国土交通調査室)

「座長とりまとめ」 (H16. 12. 22) →衆・参の議院運営委員長に報告

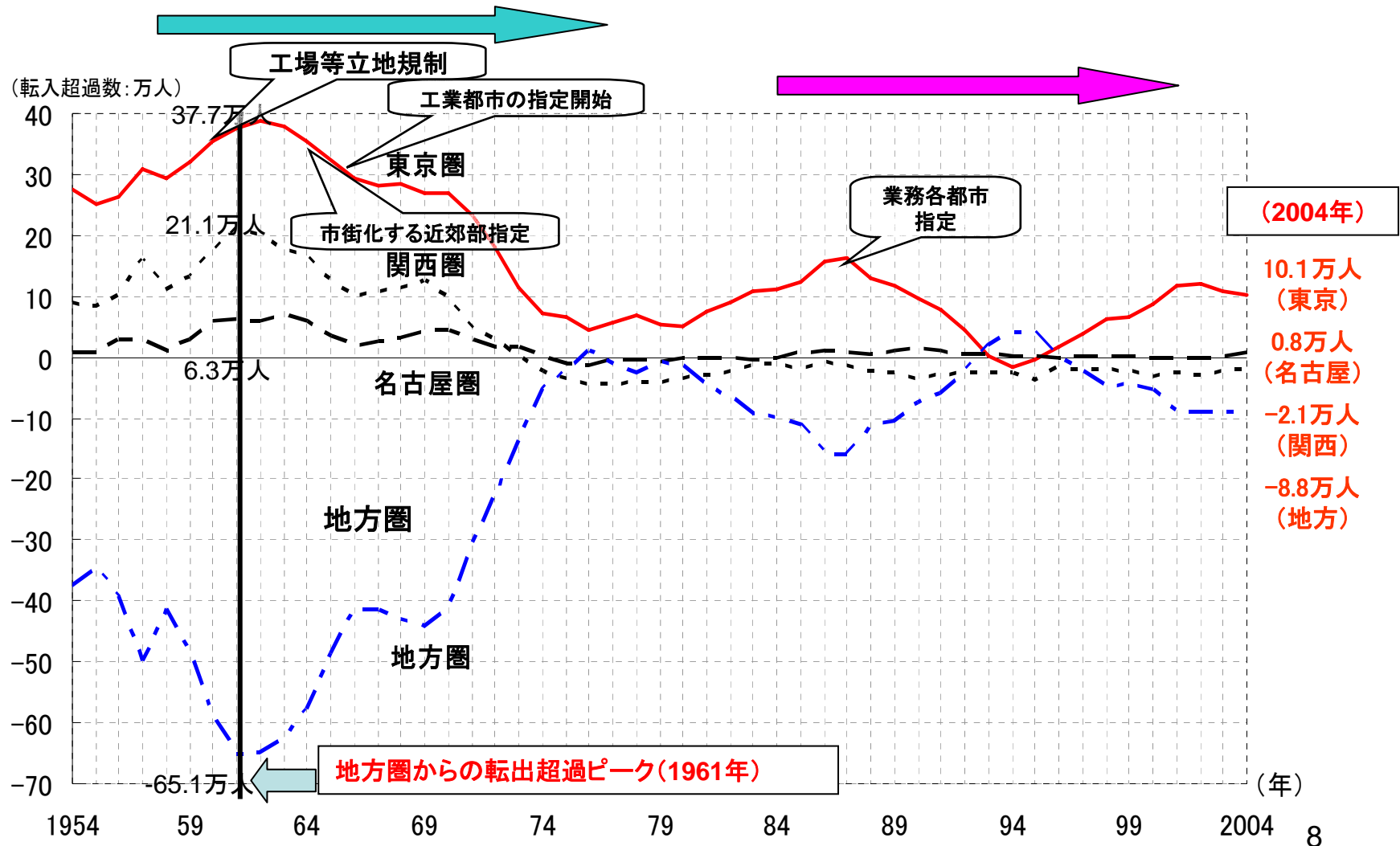
「国会の意思を問う方法」について検討を重ねてきたが、国会等の移転は、国と地方の新たな関係、防災、危機管理のあり方など、密接に関連する諸問題に一定の解決の道筋が見えた後、大局的な観点から検討し、意思決定を行うべきものであるとの意見が多くを占めた。

当協議会としては、今後は、上記意思決定に向けた議論に資するため、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能 (いわゆるバックアップ機能) の中核の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととする。



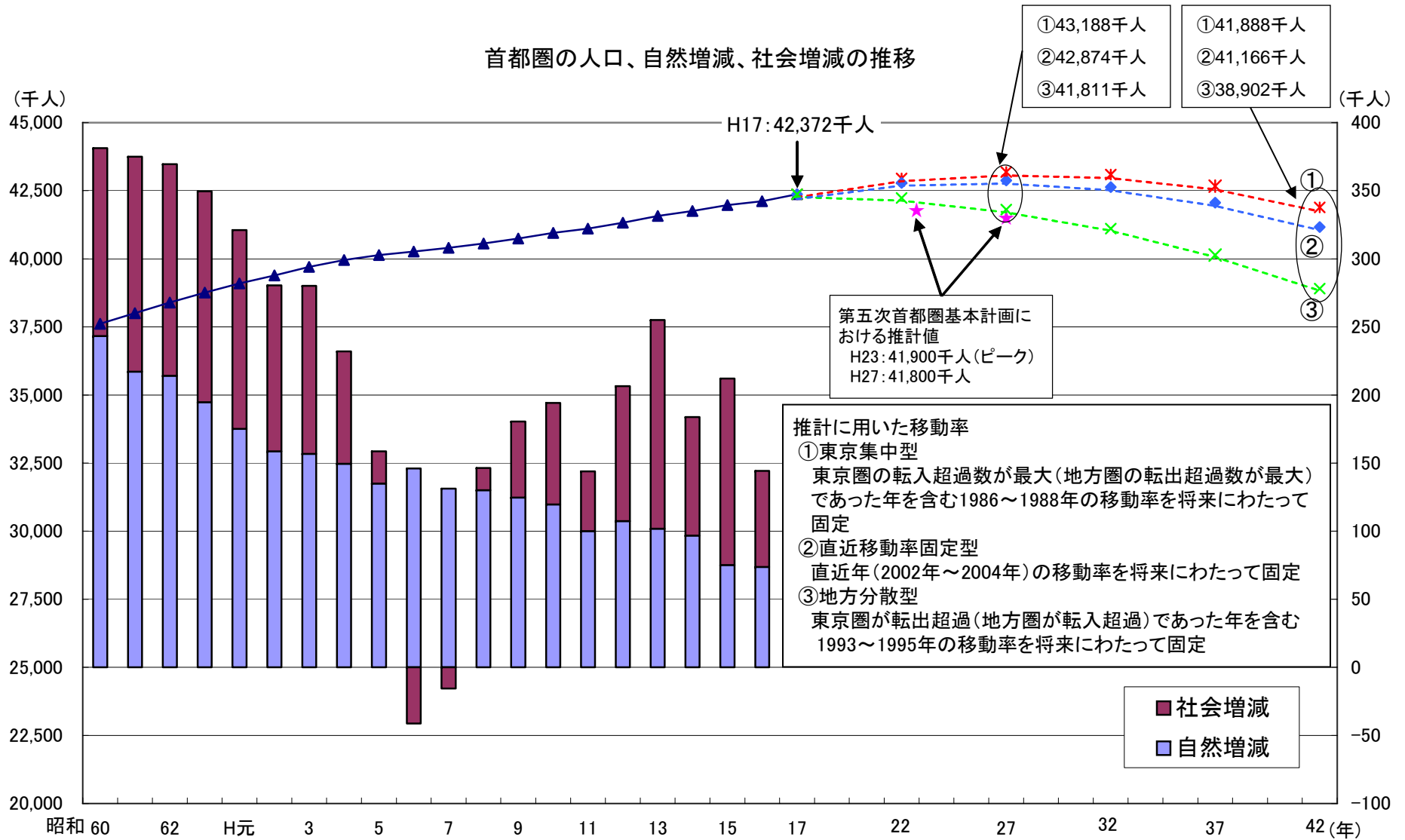
## 三大都市圏及び地方圏の人口移動(転入超過数)の推移

地方圏から三大都市圏への人口流入は、1961年の65.1万人をピークに収束傾向にあり、2004年には8.8万人まで減少している。



# 首都圏の人口推計

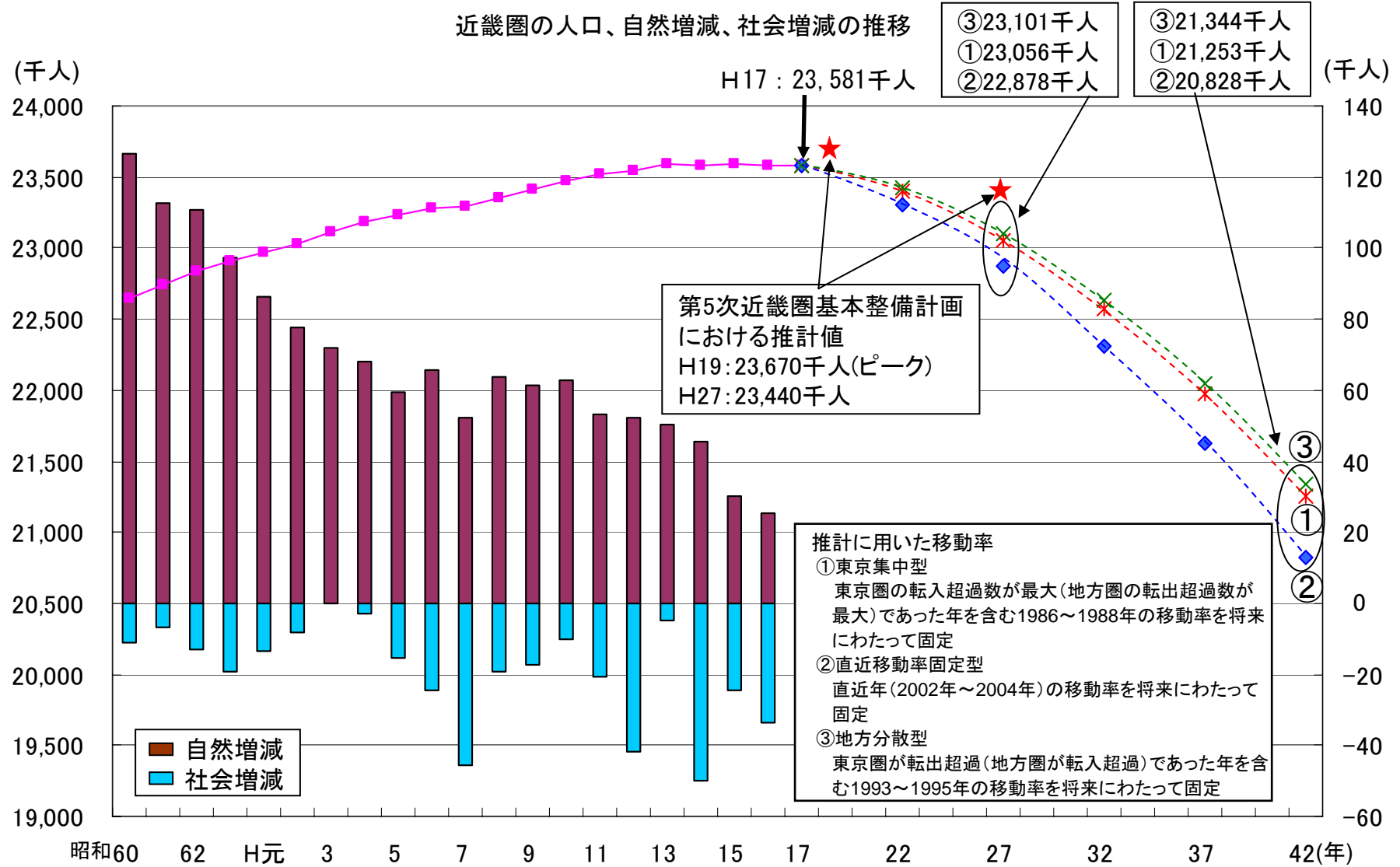
首都圏の人口、自然増減、社会増減の推移



資料: 国勢調査及び10月1日推計人口(総務省)、都道府県別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)及び国土交通省国土計画局資料より作成

(注)首都圏=東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の1都7県

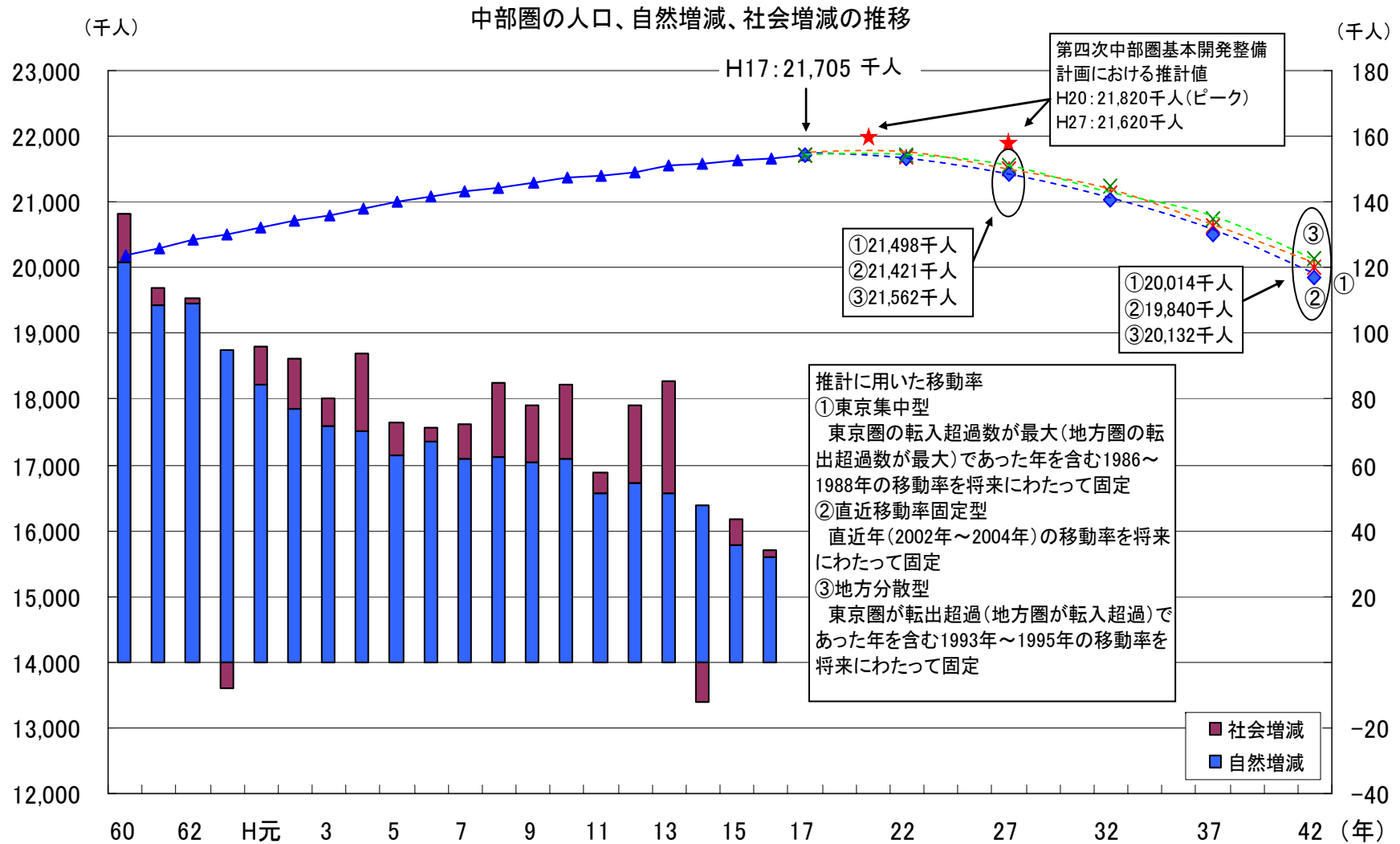
# 近畿圏の人口推計



資料: 国勢調査及び10月1日推計人口(総務省)、都道府県別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)及び国土交通省国土計画局資料より作成

(注)近畿圏=京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、三重県、福井県の2府6県

# 中部圏の人口推計



資料: 国勢調査及び10月1日推計人口(総務省)、都道府県別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)及び国土交通省国土計画局資料より作成

(注)中部圏=富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の9県

## 三大都市圏の対全国人口シェア推計

	対全国シェア(%)		2005年人口を 100とした時の2030年 人口の指数
	2005年	2030年	
東京圏	27.0	29.6	110
関西圏	14.5	14.1	98
名古屋圏	8.8	9.1	104
地方圏	49.8	47.2	95

※ 東京圏 : 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県  
 関西圏 ; 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県  
 名古屋圏 : 愛知県、岐阜県、三重県  
 地方圏 : 上記三圏以外の都道府県

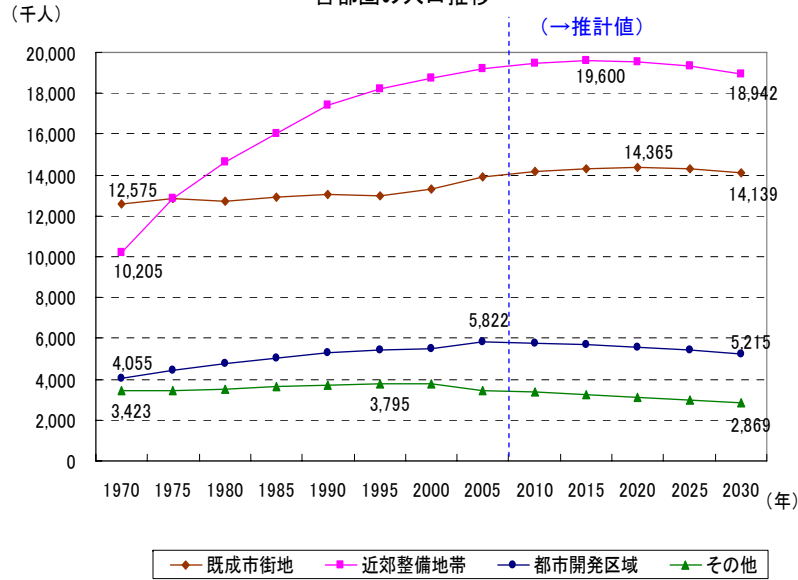
資料:大計課推計結果(2006年3月)②直近移動率固定型による。

(注)推計方法

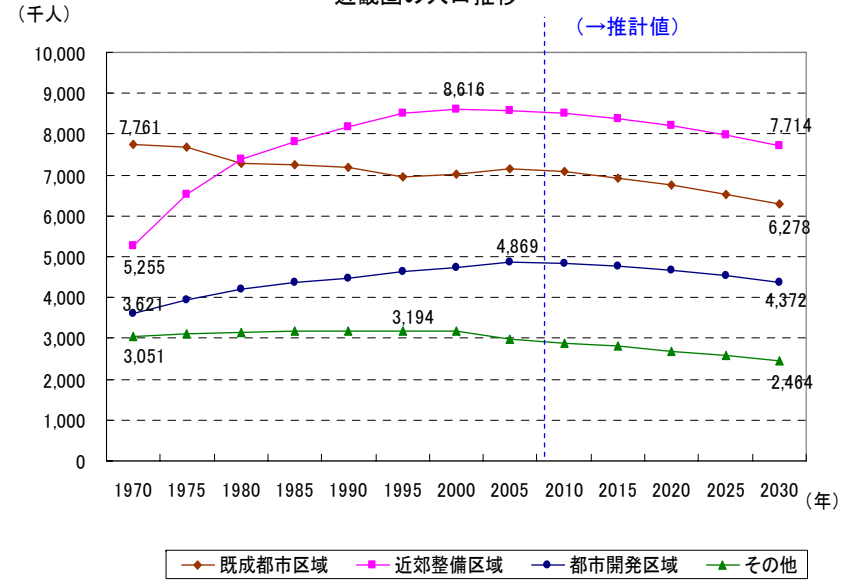
生残率と出生率は、社人研仮定値(2002年3月推計)を近年の実績値(2000.10～2004.9)を踏まえて独自に補正した。  
 移動率は、新たに2002～2004年の移動率が将来も続くと仮定した。また、2005年値は同年国勢調査要計表人口で合計調整した。  
 (2005年国勢調査速報値ベースの推計)

# 三大都市圏政策区域の人口推移

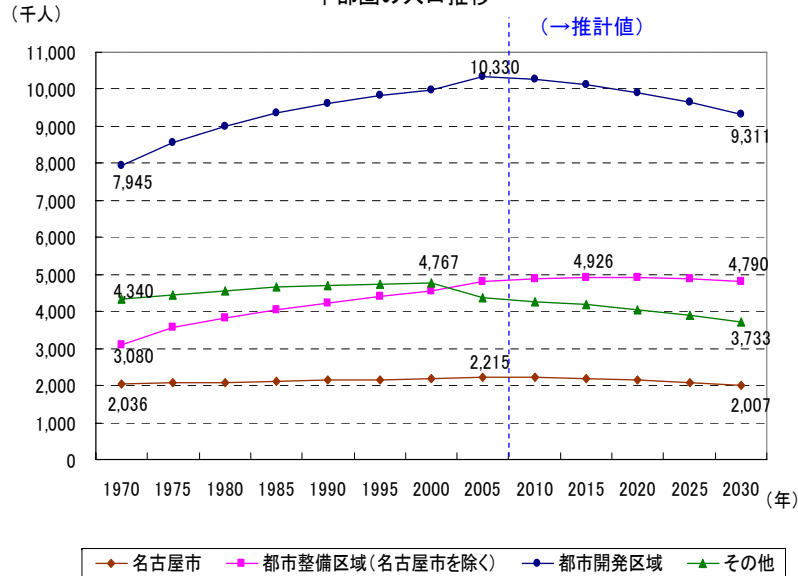
## 首都圏の人口推移



## 近畿圏の人口推移



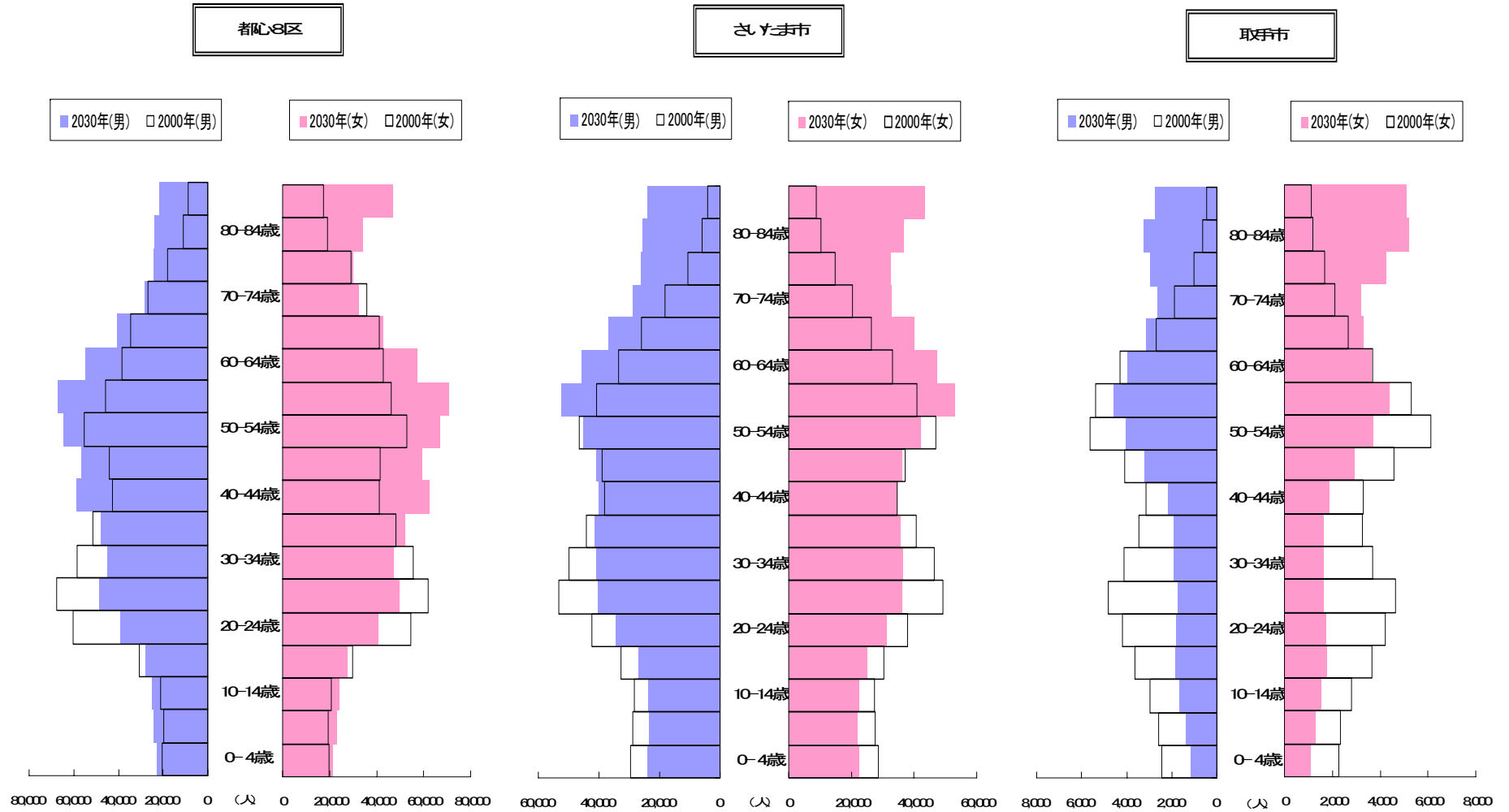
## 中部圏の人口推移



(資料)

2005年人口までは国勢調査（総務省）、2010年以降人口は国土交通省国土計画局大都市圏計画課推計結果(2006年3月推計、②直近移動率固定型)による。

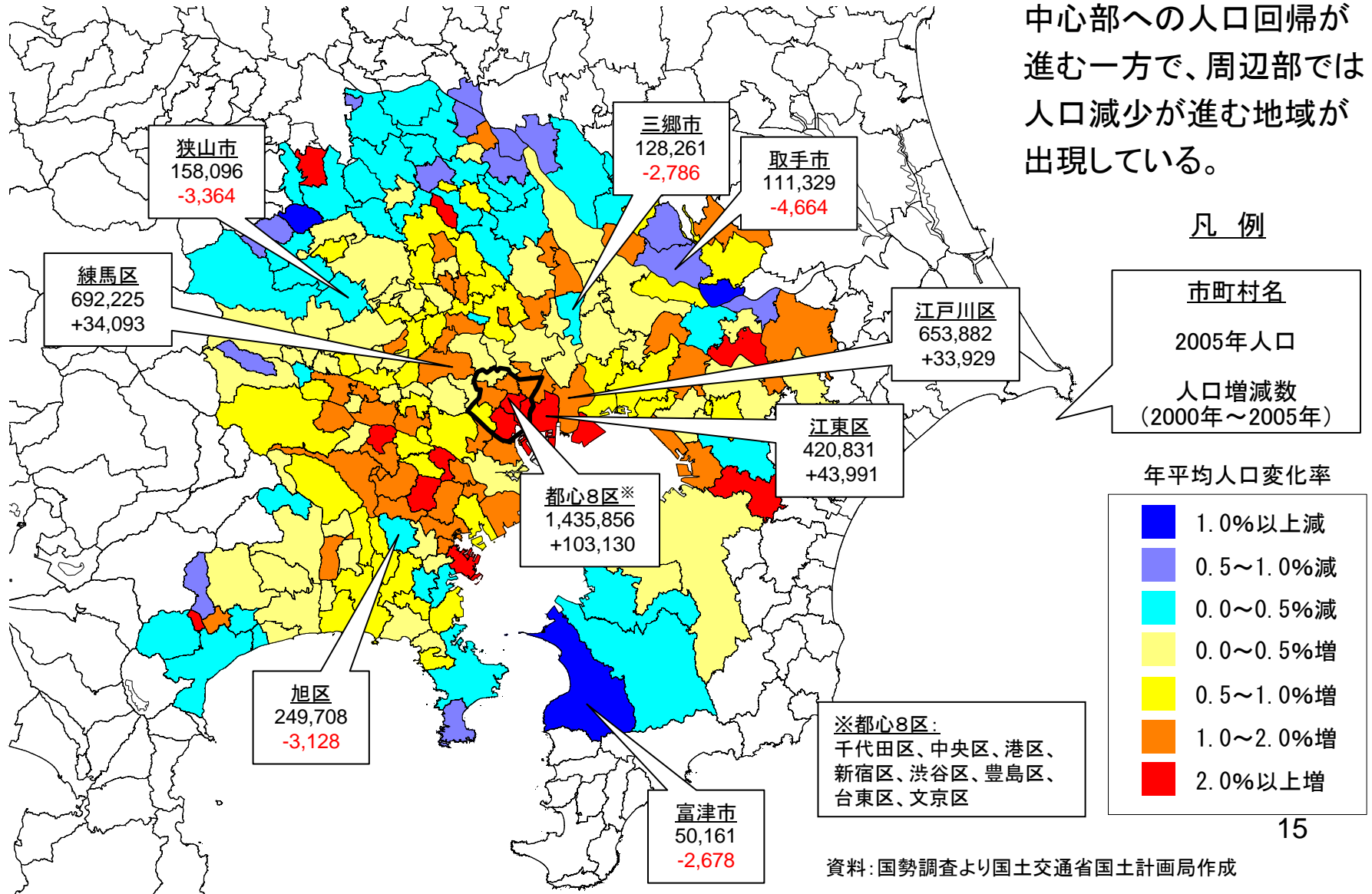
# 首都圏の主な都市の人口ピラミッド



資料：2000年人口は国勢調査、2030年人口は国土交通省国土計画局大都市圏計画課推計結果(直近移動率固定型)

# 「中心部への人口回帰」と「周辺部での人口減少」

既成市街地及び近郊整備地帯人口変化（2000-2005）



資料：国勢調査より国土交通省国土計画局作成



## 圏域別の産業関連諸機能の従業者数等の割合

産業関連諸機能の分布を、三大都市圏と地方圏の従業者数等の割合で見ると、国際、情報等の高次機能が東京圏に集中しており、情報機能はこのところ集中度合いを高めている。

(1) 金融（国内銀行貸出残高） (%)

	1955年	1965年	1975年	1985年	1995年	2005年
三大都市圏	72.2	77.9	76.9	77.0	74.5	70.2
（東京圏）	38.7	46.9	49.2	53.4	52.0	48.9
（関西圏）	24.8	23.4	21.3	18.2	17.0	15.4
（名古屋圏）	8.7	7.7	6.5	5.4	5.5	6.0
地方圏	27.8	22.1	23.1	23.0	25.5	29.8

（出典）日本銀行「金融経済統計月報」をもとに国土交通省国土計画局作成。

- （注） 1. 各年9月末現在。  
2. 1955年、65年は沖縄県を除く。

(2) 国際（外国法人数） (%)

	1965年	1975年	1985年	1995年	1999年	2004年
三大都市圏	99.0	96.2	96.0	96.0	96.9	93.4
（東京圏）	84.5	86.4	87.6	87.5	90.1	85.4
（関西圏）	13.7	9.3	7.7	7.5	5.9	5.7
（名古屋圏）	0.8	0.5	0.7	0.9	0.9	2.3
地方圏	1.0	3.8	4.0	4.0	3.1	6.6

（出典）国税庁「国税庁統計年報」をもとに国土交通省国土計画局作成。

- （注）1965年、75年は沖縄県を除く。

(3) 情報（情報サービス・調査、広告業従業者数） (%)

	1969年	1975年	1986年	1991年	1996年	1999年	2004年
三大都市圏	77.5	75.5	76.7	75.0	75.2	75.6	77.7
（東京圏）	52.5	53.5	57.5	55.2	55.1	56.0	59.3
（関西圏）	19.3	16.8	14.2	14.5	14.3	13.8	12.9
（名古屋圏）	5.7	5.2	4.9	5.3	5.8	5.9	5.4
地方圏	22.5	24.5	23.3	25.0	24.8	24.4	22.3

（出典）総務省「事業所・企業統計調査」をもとに国土交通省国土計画局作成。

- （注） 1. 1969年は沖縄県を除く。  
2. 1991年については、長崎県島原市、深江町は調査の対象から除かれている。  
3. 1999年の調査対象は民営事業所のみ。  
4. 2004年の調査項目は「情報サービス」、「広告従業者数」。

(4) 対事業所サービス（産業連関表「対事業所サービス」の範囲の産業（除情報）従業者数） (%)

	1966年	1975年	1986年	1991年	1996年	1999年	2004年
三大都市圏	57.9	56.0	57.6	59.2	59.1	58.9	58.1
（東京圏）	35.2	33.0	34.9	36.1	36.2	35.4	35.5
（関西圏）	15.2	15.7	15.5	15.5	15.2	14.9	14.0
（名古屋圏）	7.6	7.3	7.3	7.6	7.7	8.6	8.7
地方圏	42.1	44.0	42.4	40.8	40.9	41.1	41.9

（出典）総務省「事業所・企業統計調査」をもとに国土交通省国土計画局作成。

- （注） 1. 1966年は沖縄県を除く。  
2. 1991年については、長崎県島原市、深江町は調査の対象から除かれている。  
3. 1999年の調査対象は民営事業所のみ。

(5) 業務管理（資本金10億円以上の本社数） (%)

	1955年	1965年	1975年	1985年	1995年	1999年	2004年
三大都市圏	89.9	89.3	83.9	83.1	81.6	79.1	79.2
（東京圏）	63.3	61.1	58.4	59.4	58.5	56.0	58.0
（関西圏）	23.7	22.5	20.1	18.3	17.2	16.7	14.9
（名古屋圏）	3.0	5.7	5.4	5.5	5.9	6.4	6.3
地方圏	10.1	10.7	16.1	16.9	18.4	20.9	20.8

（出典）国税庁「国税庁統計年報」をもとに国土交通省国土計画局作成。

- （注）1955年、65年、75年は沖縄県を除く。

(6) 研究開発（学術研究機関従業者数） (%)

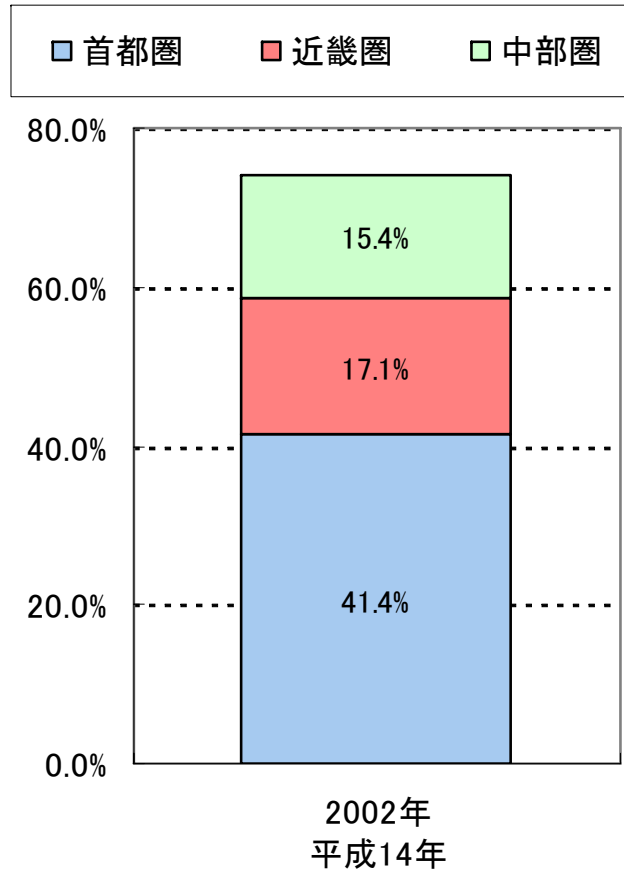
	1966年	1975年	1986年	1991年	1996年	1999年	2004年
三大都市圏	64.7	66.9	65.0	61.7	63.6	71.2	69.1
（東京圏）	45.8	49.2	46.5	41.6	45.7	53.5	53.3
（関西圏）	14.0	13.5	13.8	15.2	12.6	13.3	11.5
（名古屋圏）	4.9	4.2	4.8	4.9	5.2	4.4	4.3
地方圏	35.3	33.1	35.0	38.3	36.4	28.8	30.9

（出典）総務省「事業所・企業統計調査」をもとに国土交通省国土計画局作成。

- （注） 1. 1966年は沖縄県を除く。  
2. 1991年については、長崎県島原市、深江町は調査の対象から除かれている。  
3. 1999年の調査対象は民営事業所のみ。  
4. 2004年の調査項目は「学術・開発研究機関従業者数」。

## 本社・本店数 / シンクタンク数 対全国シェア

### ○本社・本店数



資料：国税庁「国税庁統計年報書」

総合研究開発機構 (NIRA) 「シンクタンク年報」に掲載されたシンクタンク数

	2004年	割合
東京圏	168	56.9%
名古屋圏	11	3.7%
関西圏	38	12.9%
地方圏	78	26.4%
全国計	295	-

出典：日本政策投資銀行「2005年度版地域ハンドブック」をもとに  
国土交通省国土計画局作成

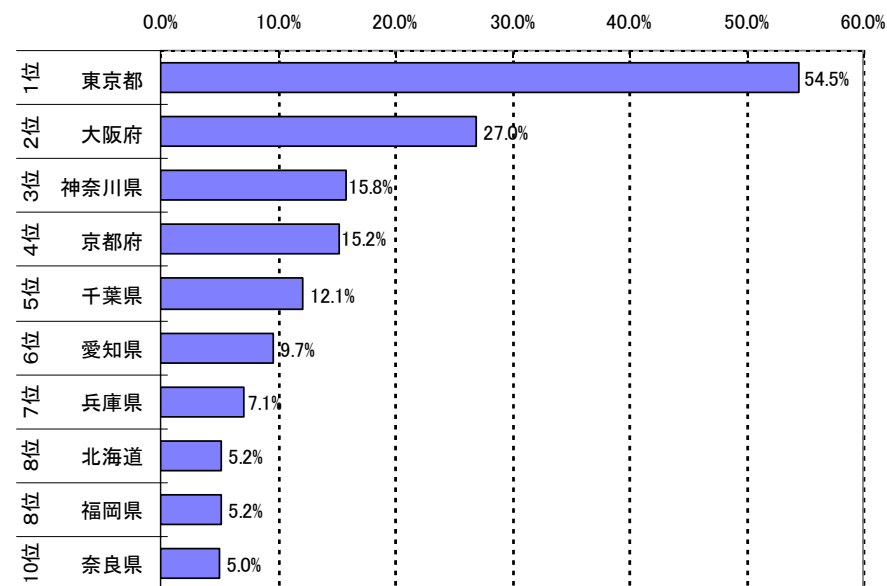
## 東京圏の法人数等のシェア / 訪日外客訪問地 訪問率(複数回答)

### ○法人数等のシェア

資本金10億円以上の の本社数	58.0%
所得金額	51.1%
外国人法人数	85.4%

資料: 国税庁統計情報(法人税, 2004年度分)より作成

### ○訪日外客訪問地 訪問率 (複数回答)



出典 国際観光振興機構(JNTO)「訪日外国人旅行者調査」

資料)「数字でみる観光」 1998、2003、2005

# 三大都市圏における市町村数の状況及び政令指定都市・中核市・特例市の状況

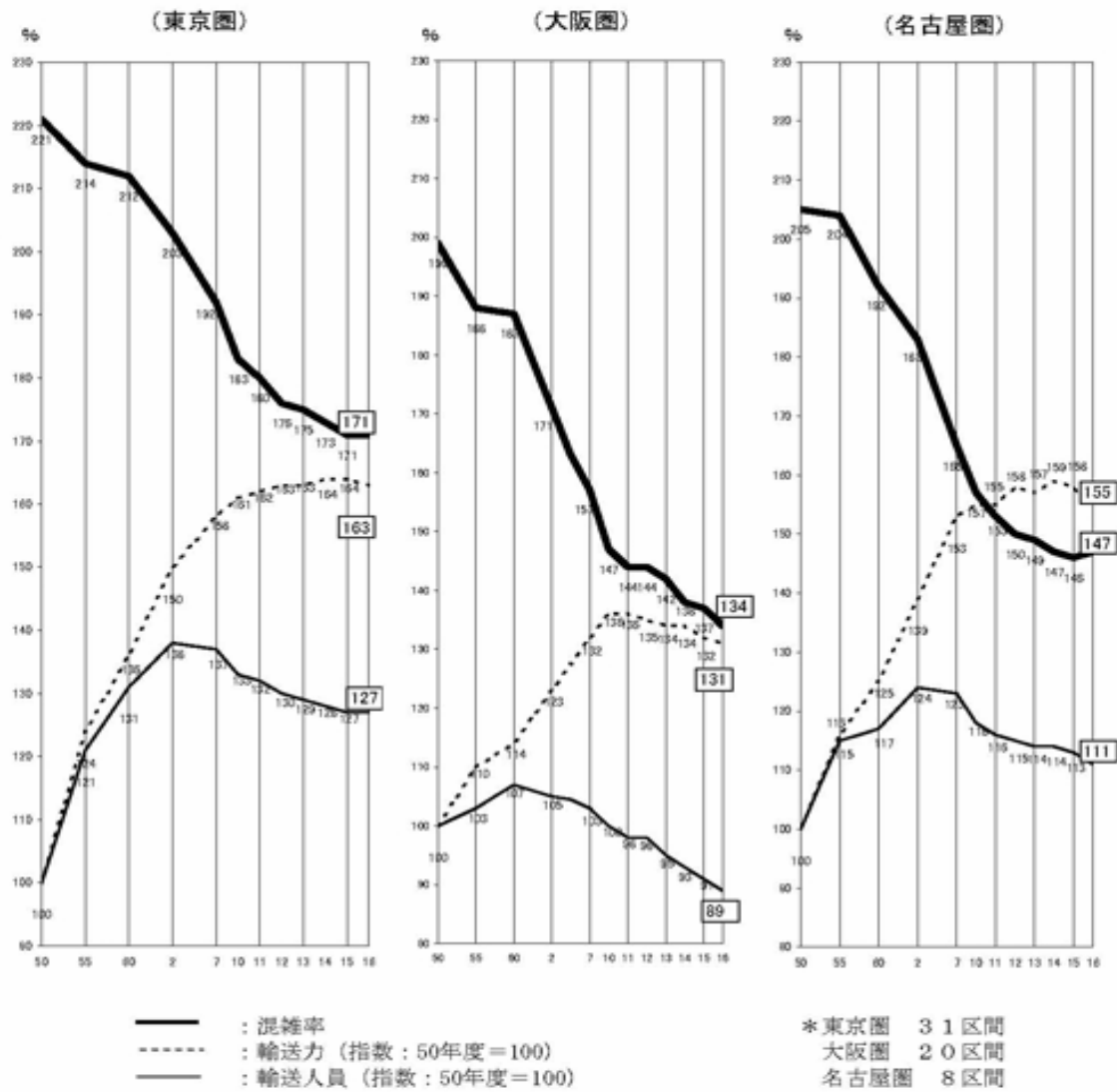
○市町村数の状況(市数は政令指定都市を含み、特別区を含まない。)

	市	町	村	(市町村計)																									
				全国	首都圏	近畿圏	中部圏	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
H7.4.1.現在	663	1,994	577	3,234	519	430	611	86	49	70	92	80	41	37	64	35	41	120	99	74	88	35	69	50	44	44	91	47	50
H18.4.1.現在	779	844	197	1,820	346	253	334	44	33	39	71	56	39	35	29	15	19	81	42	42	63	17	29	26	28	43	41	39	30

○政令指定都市・中核市・特例市の状況(H18.4.1.現在。括弧内の数値はH17国勢調査要計表人口(単位:万人)。)

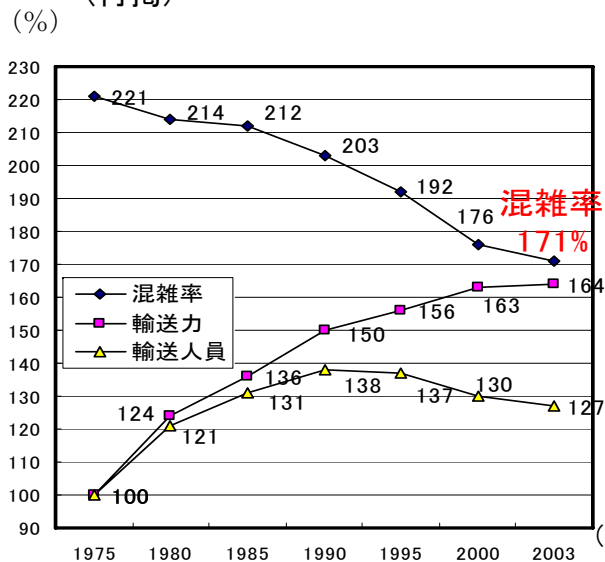
	全国	首都圏	近畿圏	中部圏	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	
政令指定都市 (人口50万以上で政令で指定する市。人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定。)	15	4	4	2				さいたま(118)	千葉(92)		横浜(358)、川崎(133)						静岡(70)	名古屋(222)				京都(147)	大阪(263)、堺(83)	神戸(153)			
中核市 (人口30万以上で政令で指定する市。ただし、人口が50万未満の場合は、面積100km以上であること。)	36	5	5	8		宇都宮(46)		川越(33)	船橋(57)		横須賀(43)、相模原(63)		富山(42)	金沢(45)	長野(38)	岐阜(40)	浜松(80)	豊田(41)、豊橋(37)、岡崎(35)					高槻(35)、東大阪(51)	姫路(48)	奈良(37)	和歌山(38)	
特例市 (人口20万以上で政令で指定する市。)	39	13	14	8	水戸(26)		前橋(32)、高崎(25)	川口(48)、所沢(34)、越谷(32)、草加(24)			小田原(20)、大和(22)、平塚(26)、厚木(22)、茅ヶ崎(23)	甲府(19)			松本(23)		沼津(21)、富士(24)	春日井(30)、一宮(37)	福井(25)		四日市(30)	大津(30)	豊中(39)、吹田(35)、枚方(40)、茨木(27)、八尾(27)、寝屋川(24)、岸和田(20)	尼崎(46)、明石(29)、加古川(27)、宝塚(22)			

# 鉄道の通勤・通学時の最混雑区間における平均混雑率等の推移

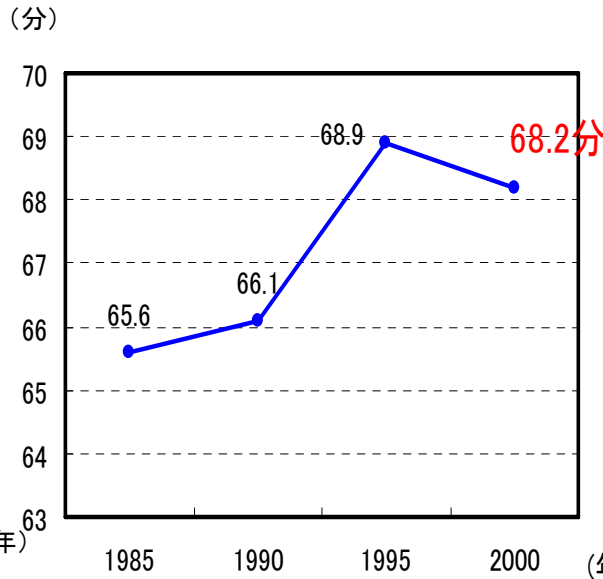


# 東京圏の交通混雑

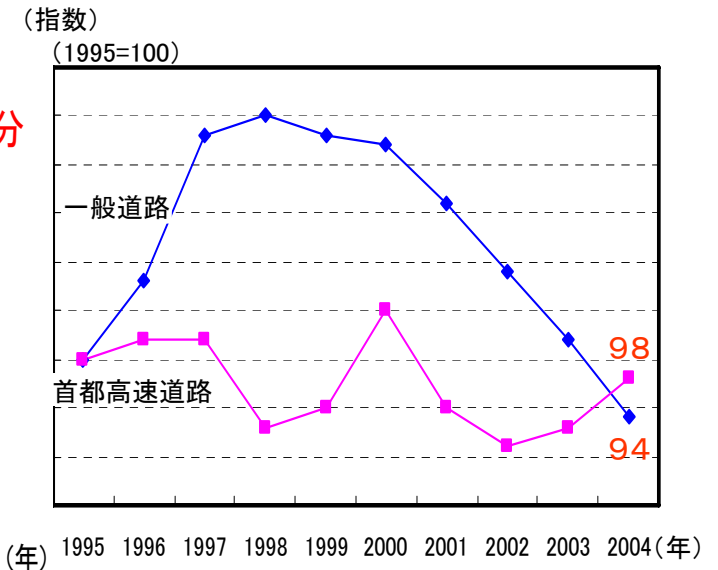
東京圏における、鉄道の通勤・通学時の最混雑区間の平均混雑率・輸送力・輸送人員  
(再掲)



東京圏における、鉄道定期券利用者の平均通勤・通学所要時間



東京都における一般道路・首都高速道路の交通渋滞発生状況  
(平日昼間渋滞距離/h)



(出典) 国土交通白書(平成16年度)、国土交通省「H14大都市交通センサス調査」、警視庁交通部「都内の交通渋滞統計」をもとに国土交通省国土計画局作成。

(注)

- 輸送力及び輸送人員: 1975年を100とした値。
- (混雑率) = (輸送人員) / (輸送力) \* 100で算定され、概ね以下のような 状況となる。  
 100% : 定員乗車(座席につか、吊革につかまら、ドア付近の柱につかまることができる。  
 150% : 広げて楽に新聞を読める。  
 180% : 折りたたむなど無理をすれば新聞を読める。  
 200% : 体がふれあい相当圧迫感があるが、週刊誌程度なら何とか読める。  
 250% : 電車がゆれるたびに体が斜めになって身動きができず、手も動かせない。
- 調査対象圏域: 東京圏とは東京駅を中心に半径50kmの区間のうち主要 31区間による。

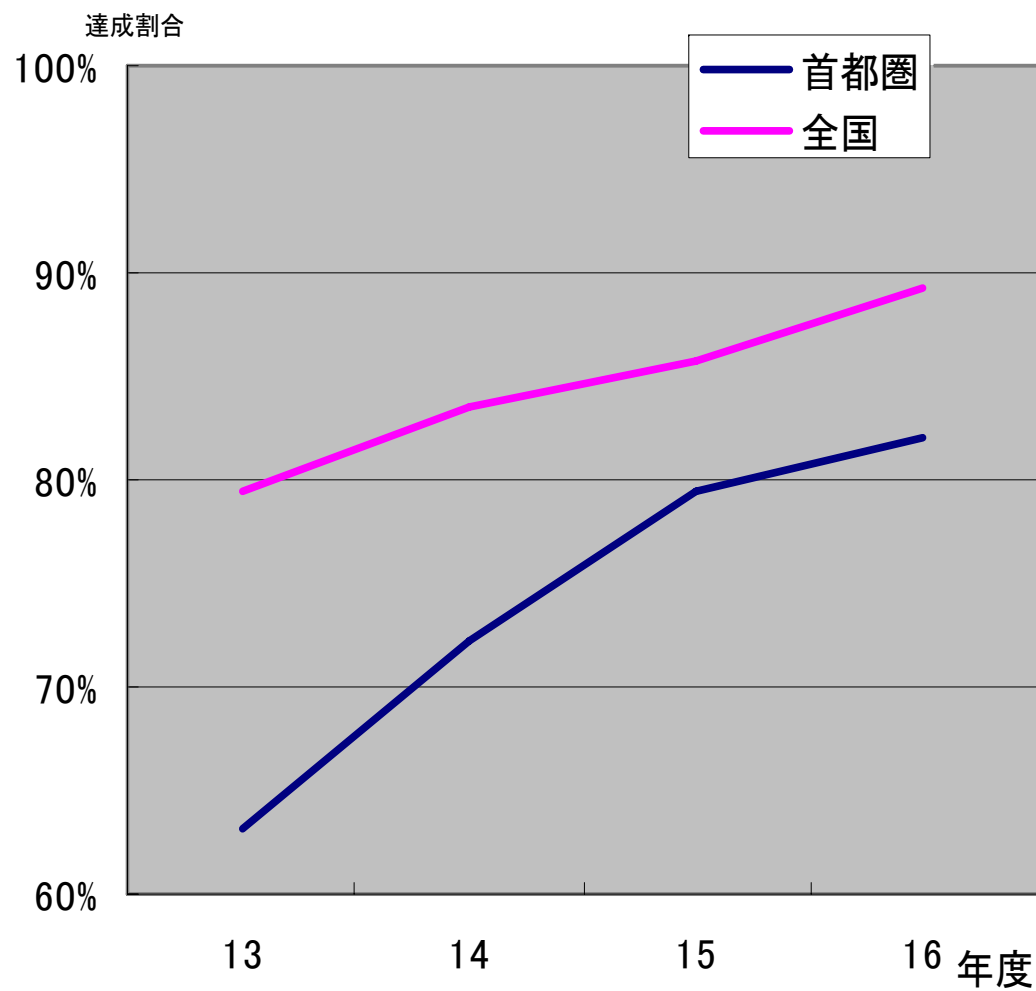
(注)

調査対象圏域: 東京駅まで鉄道所要時間が2時間以内。また、東京都23区への通勤・通学者比率が3%以上かつ通勤・通学者が500人以上、さらにこれらの行政区と連担する地域も考慮。

(注)

交通渋滞発生状況: 1月1日~12月31日の期間、午前7時~午後7時までの12時間の東京都内一般道路、首都高速道路における調査による。道路上の車両交通が滞り、走行速度が20km/h未満になった状態を「渋滞」とする。

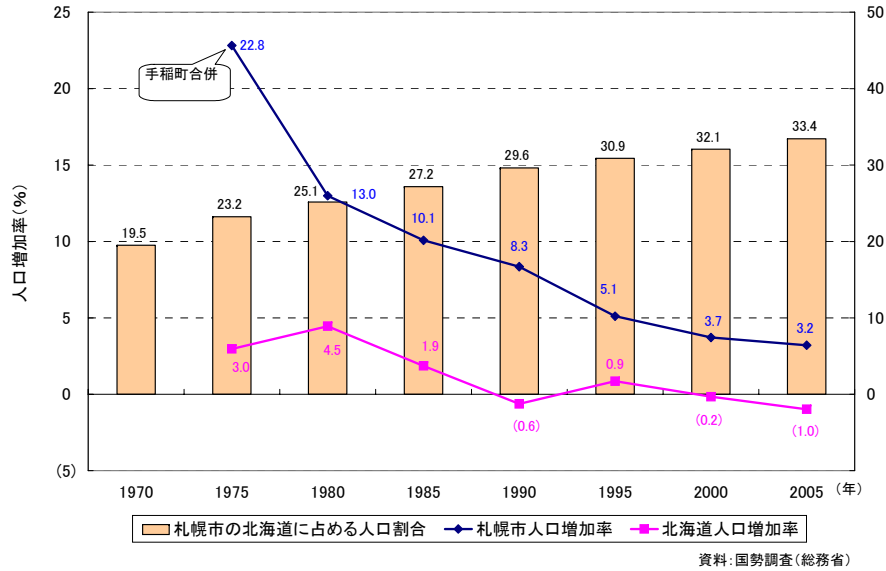
## 首都圏におけるNoxの環境基準達成状況



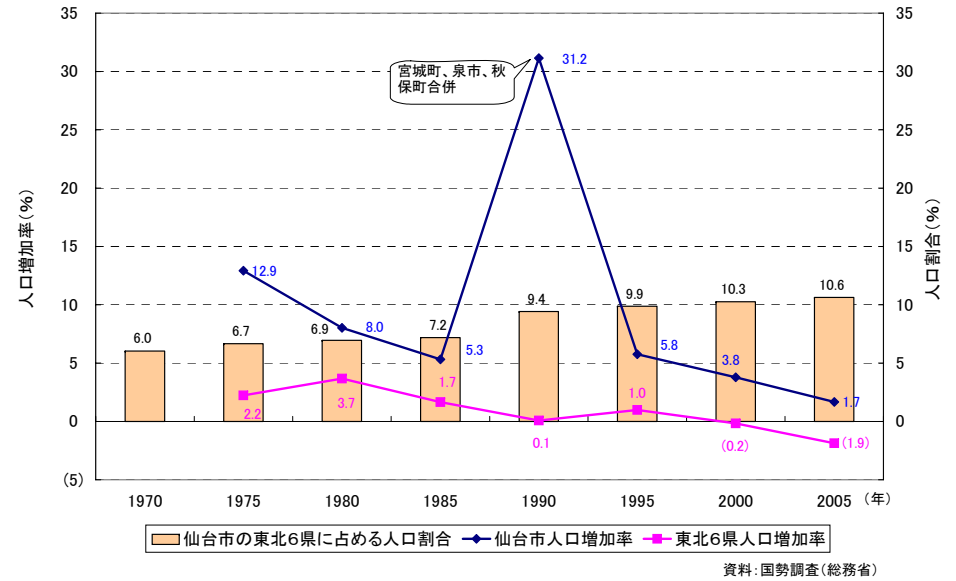
資料:大気汚染状況報告書(環境省)

# 札幌広福 人口集積

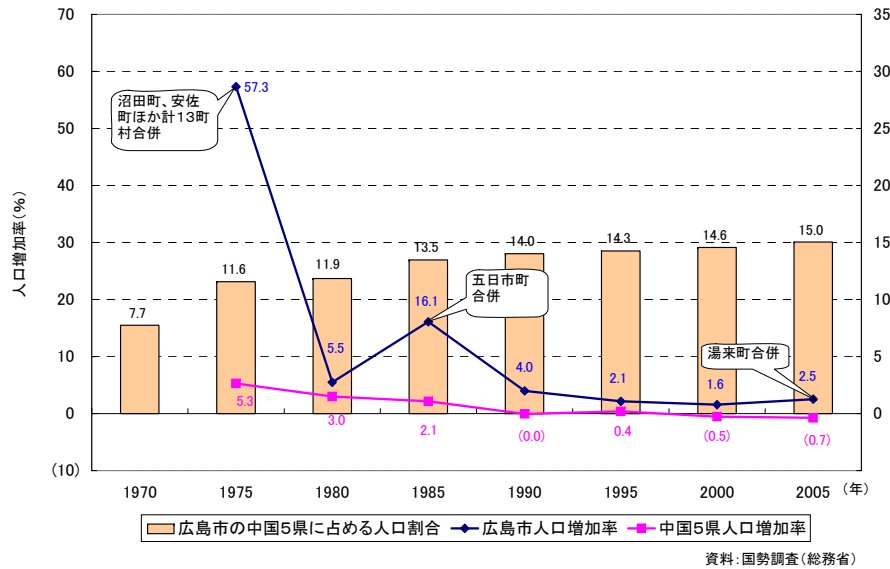
札幌市の人口増加率と人口割合



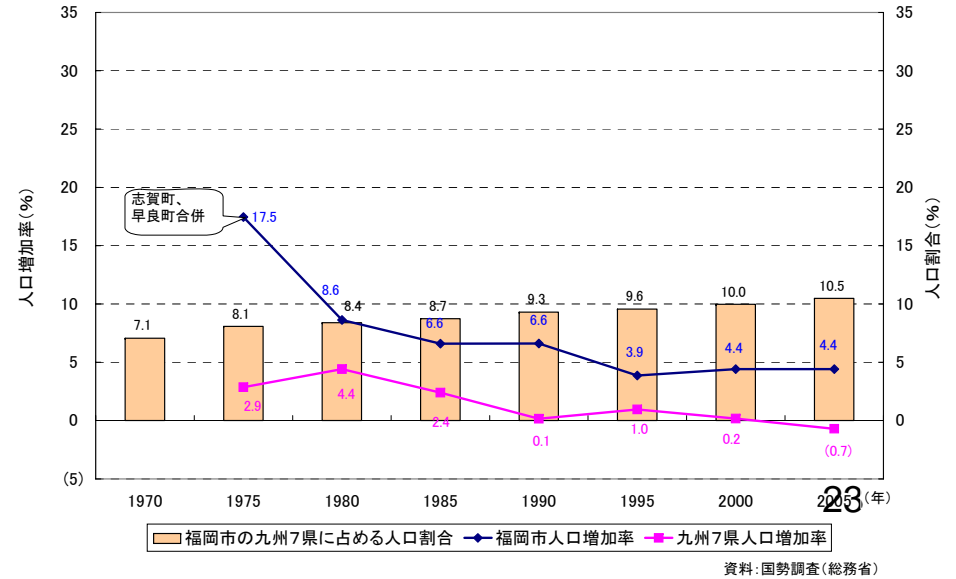
仙台市の人口増加率と人口割合



広島市の人口増加率と人口割合

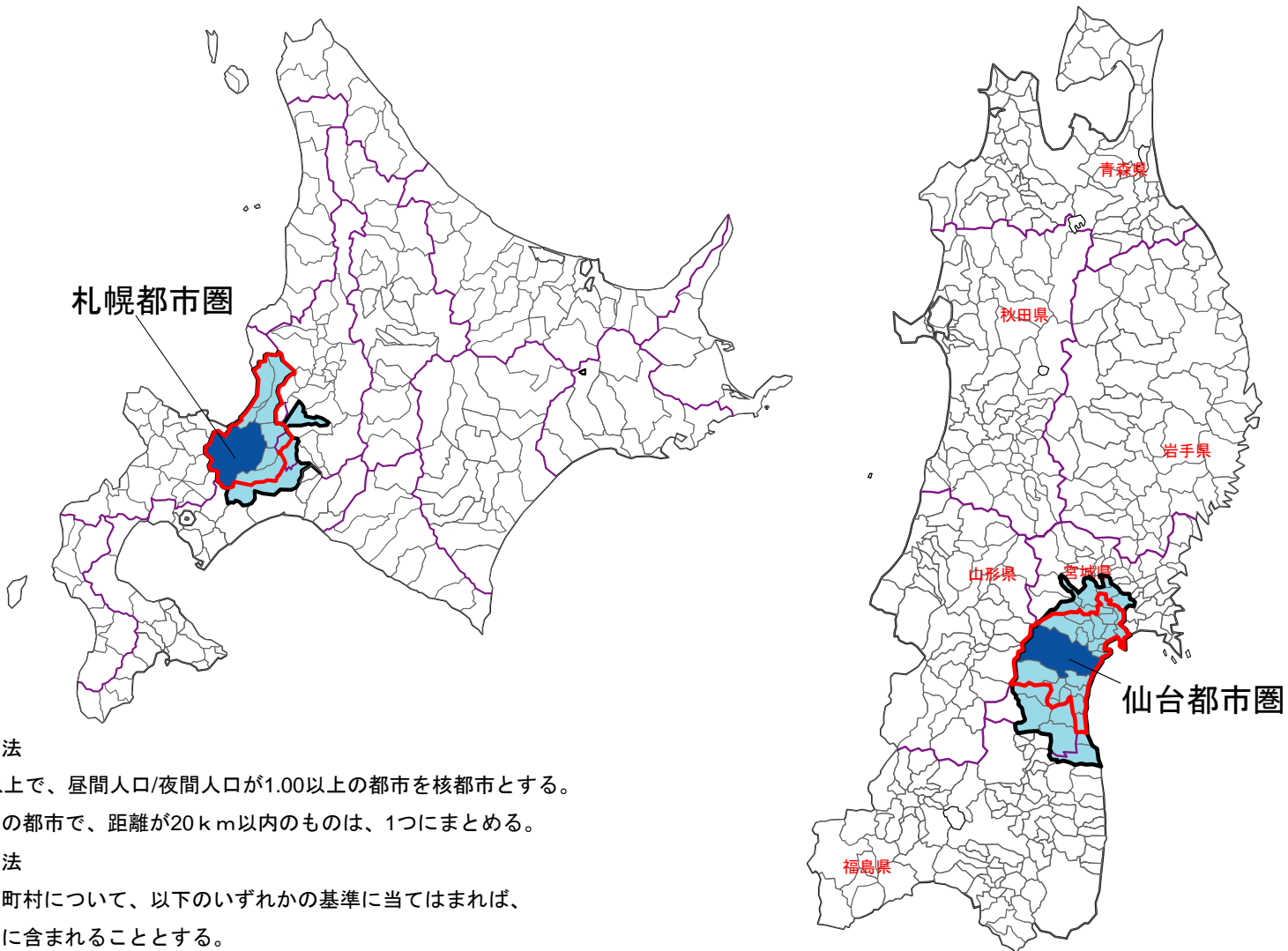


福岡市の人口増加率と人口割合





# 札幌／仙台都市圏



(都市圏の設定)

1. 核都市の設定方法

- a) 人口10万人以上で、昼間人口/夜間人口が1.00以上の都市を核都市とする。
- b) ただし、a) の都市で、距離が20 km以内のものは、1つにまとめる。

2. 都市圏の設定方法

核都市ではない市町村について、以下のいずれかの基準に当てはまれば、その核都市の都市圏に含まれることとする。

- a) 核都市への通勤・通学者が500人以上の市町村。
- b) 核都市への通勤・通学者/在住通勤通学者が0.05を上回る市町村。

ただし、a)、b)の基準により2つ以上の都市圏に含まれる市町村は、核都市への通勤・通学者の多い方の都市圏に含まれることとする。

凡例	
<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: blue; border: 1px solid black;"></span>	核都市
<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 2px solid red;"></span>	10%通勤圏
<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 2px solid black;"></span>	5%、500人通勤圏

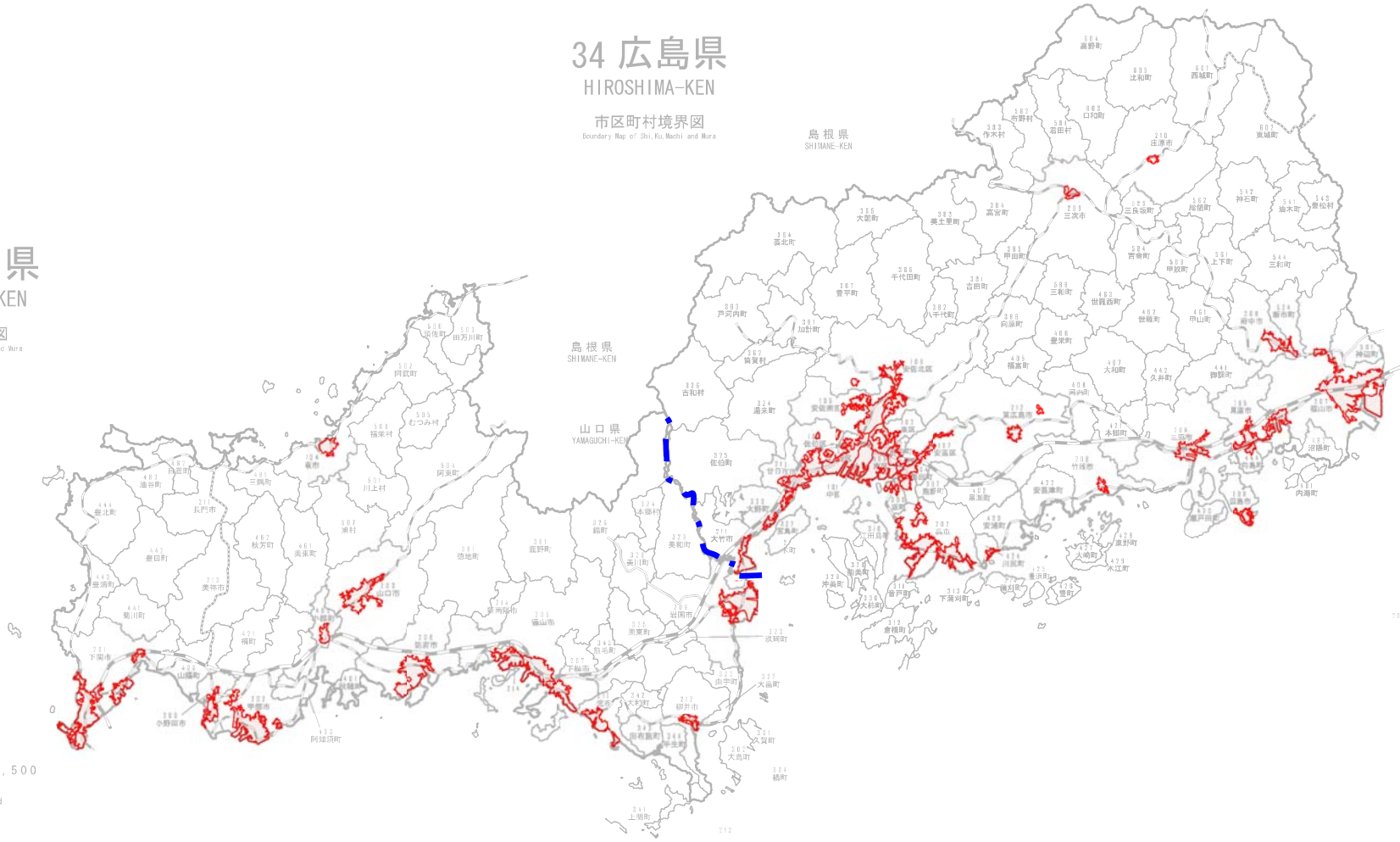
出典：国土交通省都市・地域整備局  
「都市・地域レポート2005」



# DID地区(広島／岩国都市圏)

**山口県**  
YAMAGUCHI-KEN  
市町村境界図  
Boundary Map of Shi, Machi and Mura

**34 広島県**  
HIROSHIMA-KEN  
市町村境界図  
Boundary Map of Shi, Ku, Machi and Mura



縮尺 1:757,500  
凡例 Legend

縮尺 1:721.  
scale

資料：平成12年国勢調査人口集中地区境界図（総務省）より国土計画局作成

# DID地区(福岡都市圏)

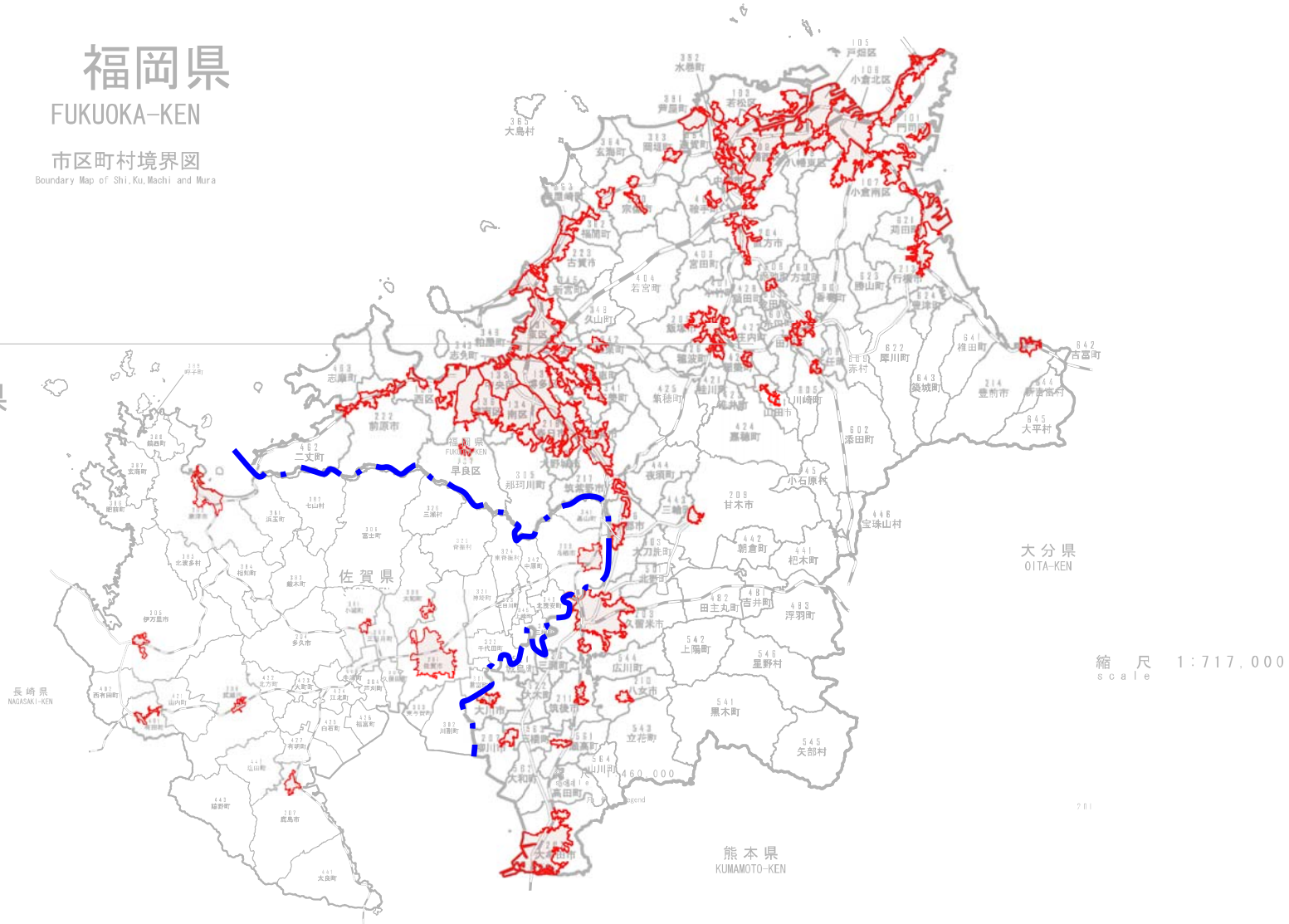
## 福岡県

FUKUOKA-KEN

市区町村境界図  
Boundary Map of Shi, Ku, Machi and Mura

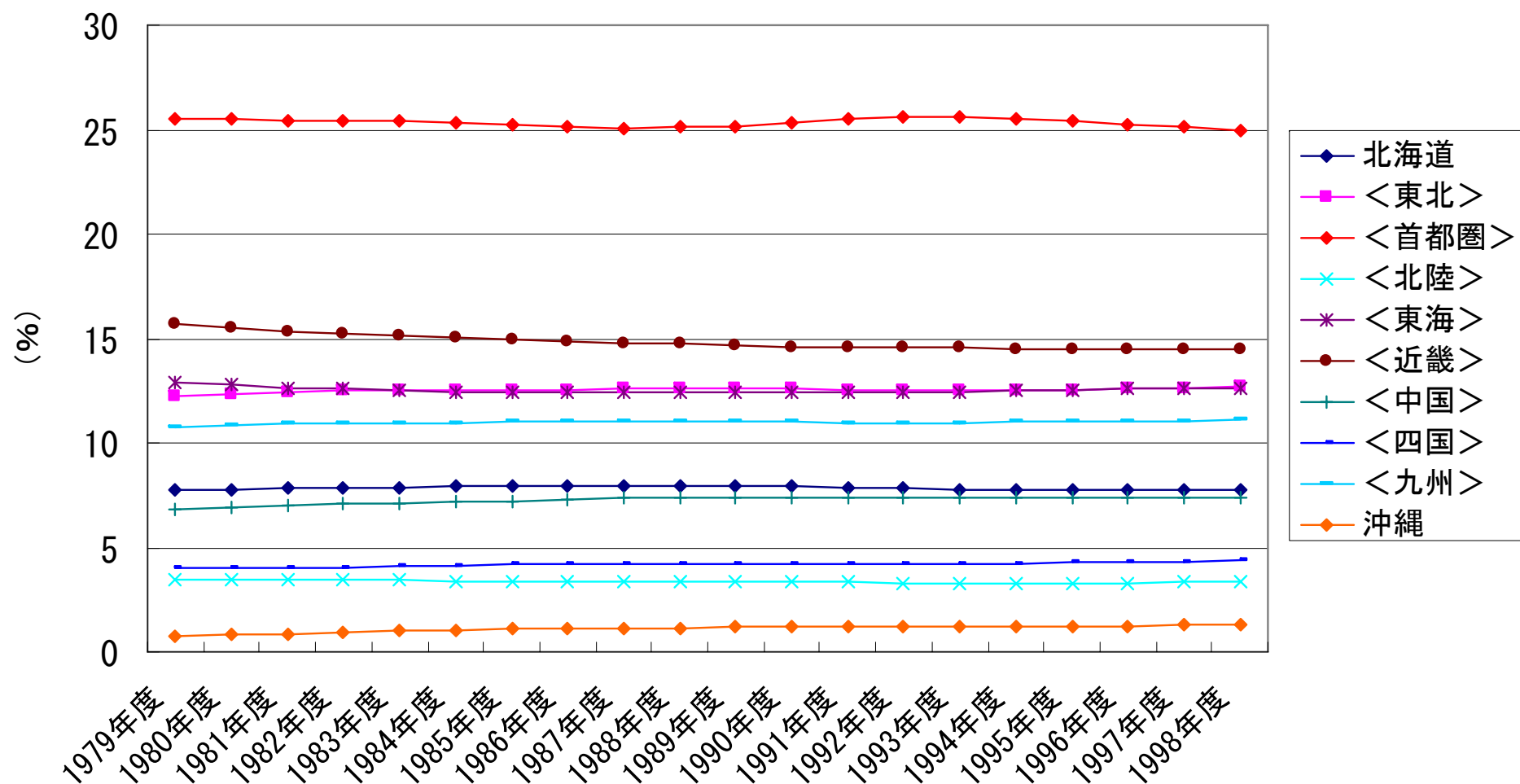
## 佐賀県

Boundary Map of Shi, Ku, Machi and Mura



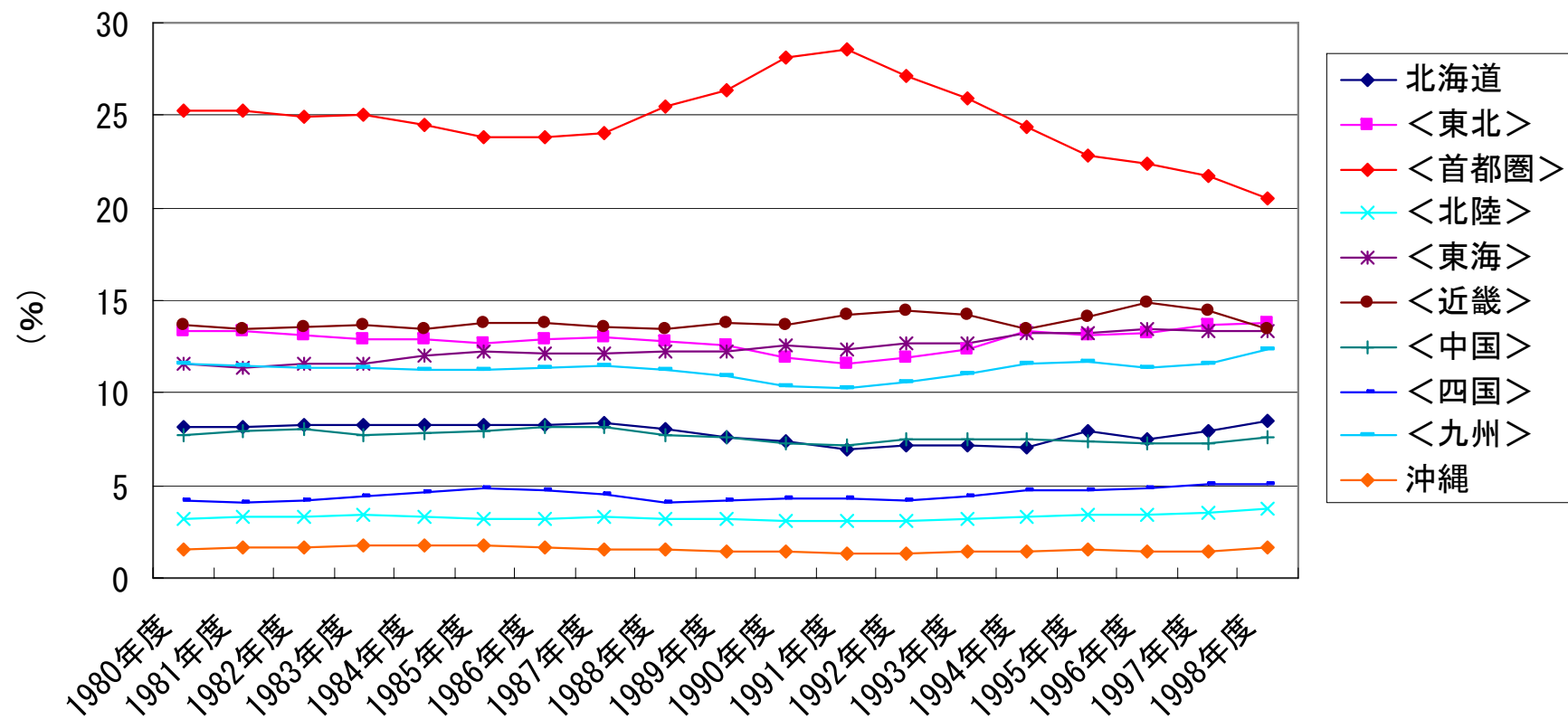
資料：平成12年国勢調査人口集中地区境界図（総務省）より国土計画局作成

## 社会資本ストックの整備状況(対全国シェアの推移)



出典：「日本の社会資本」（内閣府政策統括官・編）より大都市圏計画課作成

## 社会資本ストックの整備状況(対全国シェア・毎年度の増分)



出典：「日本の社会資本」（内閣府政策統括官・編）より大都市圏計画課作成

## 社会資本ストックの整備状況(補注)

### ○前掲のグラフに含まれる社会資本ストックの主要なもの

- ・道路 ・港湾 ・航空 ・日本国有鉄道（1987年に民営化）
- ・日本鉄道建設公団等（2003年に独立行政法人に継承）
- ・地下鉄等 ・日本電信電話公社（1985年に民営化） ・公共賃貸住宅 ・下水道
- ・廃棄物処理 ・水道 ・都市公園 ・文教 ・治水 ・治山 ・海岸 ・農林漁業
- ・郵便（2003年公社化） ・国有林 ・工業用水道

### ○地域区分：従来の大都市圏整備法・地方開発促進法等を踏まえ、 都道府県を便宜的に以下の通り分類

- ・北海道
- ・＜東北＞ 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟
- ・＜首都圏＞茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
- ・＜北陸＞ 富山、石川、福井
- ・＜東海＞ 長野、岐阜、静岡、愛知、三重
- ・＜近畿＞ 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
- ・＜中国＞ 鳥取、島根、岡山、広島、山口
- ・＜四国＞ 徳島、香川、愛媛、高知
- ・＜九州＞ 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
- ・沖縄